

令和 3 年 9 月 10 日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和3年9月10日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

鎌田 礼二 委員長

菅原 善幸 副委員長

阿部 かほる 委員

土見 大介 委員

小高 洋 委員

志賀 勝利 委員

出席議長団（1名）

山本 進 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤 光樹	副市長	佐藤 洋生
市民総務部長	荒井 敏明	市民総務部 政策調整課長 兼政策課長	佐藤 俊幸
市民総務部 公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監 兼産業環境部次長	草野 弘一	会計管理者 兼会計課長	高橋 五智美
市民総務部 危機管理監	井上 靖浩	市民総務部 総務課長	鈴木 康弘
市民総務部 財政課長	高橋 数馬	市民総務部 税務課長	木皿 重之
市民総務部 市民安全課長	小林 史人	市民総務部 秘書広報課長	扇谷 剛四
建設部 土木課長	鈴木 英仁	教育委員会 教育長	吉木 修
教育委員会 教育部長	鈴木 康則	教育委員会教育部 教育総務課長	佐藤 聡志

教育委員会教育部 学校教育課長	白鳥武	教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	鈴木和賀子
教育委員会教育部 市民交流センター館長	佐藤達也	選挙管理委員会 事務局長	木村雅之
監査事務局長	山本哲也		

事務局出席職員氏名

事務局長	川村淳	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	工藤貴裕

会議に付した事件

議案第56号 塩竈市手数料条例の一部を改正する条例

議案第58号 令和3年度塩竈市一般会計補正予算

議案第61号 工事請負契約の一部変更について

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから、総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、窓を開けておりますので、お暑い方は上着を脱いでいただいても構いませんので、ご案内申し上げます。

さらに、議場の扉を開放するなどの感染防止対策を行いますので、委員の皆様におかれましても、感染症対策の徹底にご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第56号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」、議案第58号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第61号「工事請負契約の一部変更について」の3件であります。

これより議事に入ります。

議案第56号、第58号、第61号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」など、計3案件でございます。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 市民安全課から、議案第56号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料番号4-2の定例会議案（その2）、5ページをお開きください。

こちらが、提案させていただきました条例改正案でございます。

塩竈市手数料条例の一部を改正する条例といたしまして、塩竈市手数料条例の一部を、第2条中第32号を削り、各号を繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、交付の日から施行し、9月1日から適用するものでございます。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、この条例改正の内容について、ご説明させていただきます。

資料番号19-2、1ページをご覧ください。

塩竈市手数料条例一部改正新旧対照表をご覧ください。この新旧対照表のうち、左側が改正案、右側が現行条例でございます。今回、この手数料条例のうち、個人番号カードの再交付手数料に係る、現行の第2条第1項第32号を削除するものでございます。

概要でございますが、ページ下でございます参考をご覧ください。これまで、個人番号カードの再交付事務は、番号法の規定で市町村が主体でしたので、市町村が料金を徴収してきました。今回、番号法の改正によって、再交付する主体が市町村から地方公共団体情報システム機構、通称J-LISというところですが、こちらへ変更となることから、個人番号カードの再交付については、再交付の主体者となるJ-LISから市が委託を受けて、この委託契約に基づき徴収事務を行うこととなります。このことを踏まえまして、本市手数料条例から不要となる再交付の手数料に関する規定を削除するものです。

個人番号カードの再交付手数料ですが、8月31日までは本市手数料条例を根拠に徴収し、番号法改正の施行日の9月1日からは、番号法の改正を根拠に、J-LISから市が委託事務を受託して行うこととなります。

かかる費用については、改正後も800円に変更はございません。また、市民の皆様への影響や変更はございません。

説明は、以上となります。ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○鎌田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 それでは、税務課より、議案第58号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」に係る税務課に該当する内容でございます。相続登記未了資産に係る固定資産税等の課税誤りについて、ご説明させていただきます。

資料番号19-2、第3回市議会定例会議案資料の12ページをお開きください。

それでは、1の概要でございます。

固定資産の所有者が死亡し、相続登記を完了していない場合に、固定資産税の課税は、本来、相続人全員の共有資産として課税となりますが、その共有資産を誤って相続人代表者個人の資産と合算して課税していたことから、共有資産に課税充当を実施し、充当後に残った差額分等を相続人代表者に還付及び返還するものでございます。

それでは、2の課税誤りの内容でございます。

(1)の対象期間でございますが、平成26年度から平成31年度までが対象でございます。

次に、(2)の課税誤りの原因でございます。相続登記未了資産に係る法解釈及び電算システムへの登録方法の誤りのため、適正な課税をせず、過大徴収を行ったものでございます。

それでは、(3)イメージ図をご覧ください。このイメージ図は、今回誤った内容を図式化したものです。資産 α を持つ所有者Aが死亡したときは、通常、遺産相続を行います。何かしらの事情で相続手続きができない場合、Aの相続人であるB、C、D、Eに共有資産として課税されます。しかし、現在、Aが所有する資産 α を、相続人の協議の中で遺産相続がなされるまで、相続人代表者を選出し、課税することも可能となっておりますので、それがこのイメージ図でいうと、子Cというふうになります。

これまで税務課では、死亡したAの資産 α と、相続人代表者Cの個人が持つ資産データを合算して税額を計算し、納税通知書を1通としてCに送付してまいりました。これが、課税誤りの原因でございます。適正な取扱いとしては、Aの資産 α と、Cの資産 β をそれぞれ別個に計算し、納税通知書を別個に作成する必要がありました。ただし、送付先は、どちらも相続人代表者であるCとなります。

それでは、13ページをご覧ください。

課税誤りの計算例と、適正な課税の計算例を(4)に図式化しております。

なお、計算例として、家屋の場合を記載しております。

ケース1でございます。Cの家屋資産については、課税標準額を37万円とし、Aの家屋資産を33万円とします。その右側の固定資産税の課税を見ると、誤りの場合、課税標準額が70万円に合算され、固定資産税の税率1.4%を掛けた額が税額9,800円として算出されます。正しい計算の場合、Cは37万円に1.4%を掛けた額5,100円、Aは33万円に1.4%を掛けた額4,600円と算出され、誤った税額9,800円に対し、正しい税額は5,100円と4,600円を足して9,700円となり、その差が100円となります。

また、ケース2においては、Cの家屋の課税標準額を37万円とし、Aの家屋の課税標準額を10万円とします。右側の固定資産税の課税を見ると、誤りの場合、課税標準額が47万円に合算され、固定資産税の税率1.4%を掛けた額が税額6,500円として算出されます。しかしながら、家屋の場合、課税標準額の合計が20万円の場合は免税となりますので、正しい計算として、Cは37万円に1.4%を掛けた額5,100円、Aは免税点未満のため課税されないこととなり、

誤った税額6,500円に対し、正しい税額は5,100円となり、その差が1,400円と過大徴収していることが分かると思います。

それでは、(5)をご覧ください。今までお話ししてきた過大徴収に伴う対象件数、充当額、還付額等及び返還金額等についてでございますが、この内容につきましては、次ページ、14ページにあります、(6) 事務処理フローを使いながらご説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

例として、課税内容を、①子Cの資産 β と、②の所有者Aの資産 α と設定させていただき、その合算課税を1,000円といたします。この合算課税は間違っているため、正しい個別課税として、子C分を700円、Aの資産 α 分を200円といたします。

下に移っていただきまして、1の平成29年度から平成31年度までの事務処理をご覧ください。アですが、地方税法の規定に基づき賦課更正とありますが、これは上の図でいいますと、更正後のCの資産 β に係る税額700円と、A名義分の資産 α に係る税額200円となります。

次に、イですが、更正前のCの税額と、更正後のCの税額を比較した減額後を算出するとありますが、上の図でいいますと、1,000円から700円を差し引いた300円となります。

次に、ウの、イの減額を更正後のA名義分の追賦課分に充当するとありますが、上の図でいいますと、A名義分の税額が200円となっているので、先ほどお話ししましたCの減額分300円のうち、200円をA名義分の賦課分に充当します。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、13ページに戻っていただき、(5)の充当欄額をご覧ください。今お話しした、更正後に減額分の一部を新たな賦課分に充当する合計額が、4,104万4,100円となります。

14ページにお戻りください。

Aをご覧ください。ウで充当した結果、還付金額にイで算出した減額分に係る還付加算金を加えた額をCに還付するとありますが、上の図でいいますと、減額した300円から200円を新たな賦課分に充当するため、その差額分100円を還付することとなります。そして、還付加算金については、減額300円に対して加算することとなります。

再度、お手数でございますが、13ページの(5)の還付金額及び還付加算金の欄をご覧ください。今お話しさせていただいた還付金の合計額は32万7,300円、還付加算金の合計額は198万4,872円となります。

14ページにお戻りいただきまして、2の平成26年度から平成28年度までの事務処理をご覧ください。

ください。こちらの年度につきましては、アに記載するとおり、地方税法の規定に基づき、賦課更正はできません。そのため、イに記載しております塩竈市固定資産税等返還金支払要綱に基づき、返還金額及び返還金利息を算出し、支払うこととなります。1の地方税法の規定に準じて返還金、返還金利息を計算しますが、賦課更正ができないため、充当額は発生しません。

お手数ですが、13ページの(5)の返還金額及び返還金利息の欄をご覧ください。返還金額の合計は26万9,800円となり、返還金利息の合計は927万5,100円となります。

なお、返還金利息については、令和2年3月31日までが5%、令和2年4月1日から3%となり、還付加算金と比べて返還金利息が大幅に多くなってしまっていることとなっております。

15ページをご覧ください。

3のこれまでの経過でございます。

令和元年度ですが、7月から8月にかけて、山形県内の各市町で固定資産税課税誤りが報道され、それを受けまして本市でも該当があるかどうか、委託電算業者に調査指示をいたしました。11月末には、課税誤りの件数の報告を受け、12月19日付で市議会議員全員に文書にて報告させていただいており、1月から3月にかけて、令和2年度の課税に向けた登録誤りを修正させていただきました。

令和2年度ですが、6月から10月下旬において、本市電算システムへのテスト入力を実施しております。その後、10月には宮城県市町村課に疑義照会、12月には市の弁護士にも照会を出しており、弁護士からは12月に、市町村課からは3月末に回答をいただいております。

4の宮城県内の状況でございますが、令和3年8月13日時点における状況でございます。

県内35市町村中、今回のような課税誤りがなかった市町は18団体、本市と同様に課税誤りがあった市町村は13市町村でした。ただし、13市町村のうち、2団体が地方税法による還付等を実施しております。

5の今後の対応でございます。

今後については、法解釈を誤らず、正しい課税を行い、電算システムの登録方法を改め、相続についての課税事務の総点検を徹底し、再発防止に努めてまいります。

6の事業費及び財源内訳についてでございます。

今回の補正予算額につきましては、充当額分のみを補正予算とし、還付金額、還付加算金、返還金額、返還金額利息については、現予算で対応したいと考えております。

それでは、補正内容について、ご説明をさせていただきますので、お手数ですが、資料No.18-2、令和3年度塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書の5ページから6ページをお開きください。

説明の都合上、歳出予算からご説明させていただきます。

第2款総務費第1項維持管理費第12目諸費第22節償還金利子及び割引料に、過誤納還付金及び還付加算金として市税過誤納還付金費を4,104万5,000円計上させていただいております。これが、充当分の歳出補正予算となります。

お手数ですが、同資料3ページから4ページの上段をご覧ください。

固定資産税分として、第1款市税第2項固定資産税第1目固定資産税第1節現年度課税分として3,401万8,000円を計上しております。その内訳として、土地分1,305万6,000円、家屋分2,096万2,000円となります。

また、都市計画税分として、第1款市税第5項都市計画税第1目都市計画税第1節現年度課税分として702万7,000円を計上しております。その内訳として、土地分319万9,000円、家屋分382万8,000円となります。

固定資産税と都市計画税の合計歳入補正額は、4,104万5,000円となり、歳出補正予算額と同額となります。

お手数でございますが、再度、資料No.19-2、第3回市議会定例会議案資料の15ページの6をご覧ください。

事業費4,104万5,000円の財源の内訳として、一般財源を活用させていただければと思います。7の今後の予定でございます。

補正予算をお認めいただければ、令和3年10月より賦課更正作業、11月に該当者へ納税通知書などを発送し、12月から還付充当を開始する予定でございます。

相続登記未了資産に係る固定資産税等の課税誤りについて、税務課からは以上となりますので、よろしくご審査のほど、お願いします。

最後になりますが、このような課税誤りを起こしてしまい、大変申し訳ございませんでした。該当になられている方、また、市民の皆様に慎んでおわび申し上げます。本当に、大変申し訳ございませんでした。

税務課からは、以上でございます。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 それでは、教育総務課から、議案第58号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、教育総務課所管分について、ご説明いたします。

塩竈市立第二中学校長寿命化改良事業についてでございます。

資料№19-2、20ページをお開きください。

1の概要でございますが、市内小中学校については、施設の老朽化が進んでおり、国の公施設環境改善交付金を活用して、段階的に施設の長寿命化に取り組んできております。令和3年3月には、今後の学校施設の改修に当たり、老朽化対策と質的改善、ライフサイクルコストの縮減等を目的に、学校施設長寿命化計画を策定しました。

当該計画において、第二中学校の長寿命化改修を予定していることから、工事実施に向けて工期の確保や、効率的な施工を図る観点から事前に実施設計を行うとともに、交付金の活用に必要となる劣化状況等の調査を行うことで、今後の国の学校施設環境改善交付金を活用した円滑な事業実施、これまでは国の採択を受けてから実施設計を行って、工事とやっておりました。事前に行うことで、採択を受けましたらすぐに工事に着手し、十分な工期を確保し、円滑な事業実施につなげようとするものでございます。

2の事業内容ですが、実施設計箇所は第二中学校、管理・教室棟、特別教室棟、屋内運動場でございます。主な設計内容は、外壁改修、内装改修、建具改修、トイレ改修、エレベーター設置、給排水施設改修などでございます。あわせて、劣化状況等調査、コンクリート強度調査等を実施いたします。

なお、今回の実施設計で行う工事箇所でございますが、下の図をご覧ください。

最初の1期工事は、図の一番下、緑の枠で囲まれました管理・教室棟でございます。昭和48年度建設、RC造4階建て、延べ面積2,839平米で、エレベーター設置も想定しております。

2期工事は、図の中ほど、赤い枠で囲まれた特別教室棟でございます。

3期工事は、図の上部、青枠で囲まれた屋内運動場です。

次のページ、21ページ、3の事業費及び財源内訳についてでございます。

劣化状況等調査ですが、事業費375万6,000円、財源内訳は、地方債280万円、一般財源95万6,000円でございます。実施設計につきましては、令和4年度までかかりますことから、債務負担行為限度額の設定としまして、事業費3,788万7,000円、財源内訳は、地方債2,840万円、一般財源948万7,000円でございます。

4の今後の予定ですが、本補正予算をお認めいただきましたら、10月に契約手続、12月には

劣化状況等調査の納品、令和4年10月には実施設計全体の納品を予定しております。

なお、実施設計は、令和3年12月までに全体計画、令和4年3月までに1期工事、6月までに2期工事、9月までに3期工事と、国の採択を受けた場合に段階的に工事に着手できるよう、実施設計を納品するように追っていております。

なお、第二中学校長寿命化改良事業に関わる工事、1期から3期については、今後の国の学校施設環境改善交付金の採択状況を踏まえ、改めて各工事实施のための予算を計上したいと考えております。

続きまして、歳入歳出についてでございます。

説明の都合上、歳出からご説明します。

資料No.18-2、令和3年度補正予算説明書、13ページ、14ページをお開きください。

第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費、補正額375万6,000円、第12節委託料375万6,000円で、劣化状況等調査の調査設計等委託料でございます。

続いて、歳入でございます。

同じ資料、お戻りいただきまして、3ページ、4ページをお開きください。

一番下になりますが、第22款市債第1項第5目教育債の第2節中学校債として280万円でございます。

次に、債務負担行為の追加と地方債追加でございます。

資料No.17の補正予算、4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正、1、追加の表の一番下、第二中学校長寿命化改良工事实施設計業務委託として、限度額3,788万7,000円でございます。

第3表、地方債補正、1、追加としまして、中学校長寿命化改良事業として280万円でございます。

教育総務課からは、以上でございます。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 続きまして、議案第58号「塩竈市一般会計補正予算」のうち、財政課所管分について、ご説明いたします。

資料No.18-2、補正予算説明書の3ページ、4ページをお開きください。

今回の補正予算に係ります所要一般財源等について、ご説明させていただきます。

歳入の第11款第1項第1目地方交付税のうち、普通交付税につきまして、2億4,626万円の

増額補正をするものでございます。

また、同ページの下段に、第22款第1項第7目臨時財政対策債ですが、2億1,300万円の減額補正をするものでございます。普通交付税及び普通交付税の振り替わりであります臨時財政対策債の補正につきましては、交付額並びに発行可能額が確定したことにより、計上しているものでございます。

次に、同じページの第19款第1項第1目財政調整基金繰入金ですが、先ほどご説明いたしました普通交付税が増額になりましたことなどから、所要一般財源として減額補正するものでございます。

恐れ入りますが、資料No.17の一般会計補正予算の4ページをお開きください。

第3表、地方債補正の2、変更、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことに伴いまして、限度額を7億700万円と変更するものでございます。

財政課からの説明は、以上でございます。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 議案第58号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、市民安全課所管のコンビニエンスストア証明書自動交付サービス機器更新等について、ご説明いたします。

最初に、予算について、ご説明いたします。

資料番号17番、4ページをお開きください。

債務負担行為の補正として、第2表、債務負担行為補正、1、追加でございます。こちらのほうに、事項に、コンビニエンスストア証明書自動交付サービス機器更新及び保守でございます。期間を令和3年度から令和8年度、限度額を4,140万2,000円で計上しております。支払いは令和4年度の開始となることから、債務負担行為補正のみの計上となっております。

次に、事業について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料番号19-2の議案資料、16ページをご覧ください。

1、概要でございます。現在、暗証番号設定済みのマイナンバーカードの所有者の市民の皆様を対象に、全国のコンビニエンスストアにおいて、住民票、戸籍等、各種証明書の自動交付サービスを実施しております。今回、このシステムに係る機器の更新等を行おうとするものでございます。

2の証明書の申請から交付までの流れです。①といたしまして、申請者がコンビニエンスス

トアのキオスクと呼ばれる自立型の多機能端末、マルチコピー機とも言いますが、そちらから申請いたしますと、申請データが地方公共団体情報システム機構にございます証明書交付センターを通じ、本市と運用委託を契約しているデータセンターのクラウドサーバーへ送信され、折り返し、②といたしまして、このサーバーから申請者の証明書交付データを証明書交付センターへ送信し、キオスクの端末から申請した証明書が出力となるものでございます。

3の主な作業内容でございますが、機器の更新、システム設計、環境動作設定、データ移行、接続テストとなります。現在のシステム機器については、平成29年2月に導入され、令和4年には耐用年数の5年を経過することから、今後も安定したサービスを実施するため、機器やプログラムの更新を行う内容となっております。

4の事業費及び財源内訳ですが、期間は令和3年度から令和8年度で、限度額4,140万2,000円を計上し、財源は一般財源となります。

5、今後の予定ですが、お認めいただければ、10月に契約手続を開始し、令和4年4月から新たな機器による運用を開始する予定となっております。

説明は、以上となります。ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋市民総務部財政課長 続きまして、議案第61号の工事請負契約の一部変更につきまして、ご説明いたします。

資料No.4-2の塩竈市議会定例会議案（その2）の7ページをお開き願います。

令和2年12月18日に議決をいただきました、「2-復・交 桂島防災集団移転促進事業基盤整備工事」につきまして、工事内容を一部変更しようとすることから、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきまして、3億5,200万円を3億8,791万9,400円に変更するものでございます。

具体的な内容につきまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.19-2、議案資料その2の22ページ、A3判となっております、お開き願います。

本議案につきましては、定例会初日におきまして、変更内容につきまして説明をさせていただきましたので、一部重複するところはございますが、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

まず、ページ中段の主な変更内容及び右下の表をご覧ください。

①として、特別名勝松島に係る現状変更許可について、自然地形に配慮し、人工的な平面とならないよう条件が付されたため、追加盛土等が増工となったものでございます。右下の表の①に、1,200立法メートル、1,592万9,100円の増となるものでございます。

続きまして、②になります。盛土材料について、当初計画の必要土量の確保が困難となったため、野々島の復興事業の残土を活用することになりまして、運搬費等について、増工となったものでございます。右下の表の②になります。2,200立法メートル、815万4,000円の増でございます。

③番、設計数量以上の埋設物が確認されたことから、撤去数量の増工となったものでございます。右下の表、③の553万800円の増でございます。その他、630万5,200円の増で、合計3,591万9,400円の増となります。

また、④になりますが、令和3年2月13日の福島県沖地震で被災したことによりまして、宮城県と工程調整が必要になったことから、工期が延伸となったものでございます。

説明は、以上でございます。

○鎌田委員長 これより質疑を行います。

各委員のご発言をお願いいたします。なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に、着座のまま構いませんので、ご案内申し上げます。志賀委員。

○志賀委員 私からまず、議案第56号、手数料条例の変更について、ちょっとお聞きします。

マイナンバーカードの再発行の手数料が、今までは役所が、市のほうが800円全部入ってきたというところだったんでしょうけれども、今回は何か中間に業者が入って、そこから天引きされるという、簡単に言うと、そういう構図になったのかなど。

それで、塩竈市としては、この業者が入ることによってメリットが何かあるんでしょうか。というのは、事務手続が、いや、簡素化できるんだとか、それとも従来どおり事務手続は変わらないんだけど、国の仕組みなのでこれはやむを得ないものなんだということなのか、ちょっとその辺、お聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 塩竈市とのメリットといいますか、この業者というか、この業者そのもの自体が、地方公共団体情報システム機構と申しまして、法律で設立された団体でございまして。業務といたしまして、自治体間のインターネット専用回線であるLGWAN回線とか、あるいは、マイナンバーの関連システムの構築とか、あと発行システムについても

こちらで管理運営をしております、全国の地方公共団体に代わって業務を行う、そしてこの資本についても地方公共団体から出されている、地方共同法人としている業者でございます。

そして、マイナンバーカードの部分でございますけれども、こちらの交付とか再交付の発行についてもこの業者が、業者というか、この法人が行っていたということでございまして、その支払いに関しても、市民の方から頂いた今までの800円に関しても、係る費用として地方公共団体情報システム機構にお支払いしていたということでございまして、委託のその先が、もともと塩竈市が法律によって主体となっていたものが、それが地方公共団体情報システム機構が主体となったということでございまして、その係る、調整する費用は800円として市のほうでもらうんですが、今回の法律の改正によって、その支払い、法律の改正前も後も、地方公共団体情報システム機構に800円払うということについて、全く事務的な変更はございません。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 何か、あんまりいろいろなことを説明されて、理解ができないんですが。もっと簡単に教えてください。要は、今までと同じ手数料をその業者が払うから、市の収入は変わりませんよというのか、それは変わるんですよということなのかというようなことを心配しているわけね。だって、同じ手間かかって、手数料が減ってしまう、減ったら塩竈市、損じゃないんですかと、マイナスじゃないんですかと、そういったことのデメリット・メリットを聞いているわけですから、いろいろなことを言わないで、簡単に答えてもらいたいですね。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 簡単に申しますと、変更はございません。今までどおりの事務手続というふうになります。

以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、簡単に申しますと変更はありませんだから、今までの手数料的には何も塩竈市は、損は、マイナス面はないですよということで、理解でいいですね。はい、分かりました。

続いて、議案第58号ですね、一般会計補正予算から。今、相続登記未了者の固定資産税の課税誤りというところでいろいろご説明いただきましたが、結局これは、そもそもそのシステムそのものが間違えていたと、入力の間違いではなくて、システムの間違いであるという理解でよろしいんですか。

○鎌田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

システムの間違いではございません。こちらの職員の、当時の職員の法解釈の誤りと、それによる電算システムへの登録方法の誤りが原因というふうなことでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、システムの誤りじゃなくて、入力者の誤りということですね。それで、その入力者の誤りが各市町村で起きていたと。そうすると、結局は、その各市町村が、この事務に対する理解不足から、こういった問題が起きたという理解でよろしいんですか。

○鎌田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 そのとおりでございます。職員の理解不足、当時、そういった誤り、しないようにというふうな通知も国から県を通して来ているということもございましたので、職員の当時の理解不足がちょっとあったのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局、入力者のミスということになると、なかなか防ぎようがないと思うんですね、どうい場合でも。結局、先ほど徹底するとか何かね、徹底するというお話でしたけれども、徹底したところでそれはやっぱり、人のミスというのはなくなりませんので、やっぱりその徹底するという内容が、こういったミスを防ぐために具体的にどういう形で徹底していくのか。二重、三重に徹底する、例えば、担当者がやった後に、係長さんがもう一回確認する、課長さんが確認する、部長さんが確認するというようなことをやっぱりルーティーンで決めていかないと同じミスは起こると思いますので、ただ「徹底する」という言葉ではなくて、具体的にどういう対策を取っていくのかということをお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 ちょっと、これからのこともありますので、私からご回答申し上げたいと

思います。

徹底するというのは、まず一番大事なのは、その法解釈の誤りというのが一番根本にまずあったということになります。ですから、まずは、例えば、法の改正があったということであれば、担当者、それから最低まず係長まで同じような情報共有を得る。そして、それでもなおかつ不明な点があったら、課内でまたその内容を確認していくと。それでもまた、さらに不明な点があれば、当然ながら部全体としてと、私が入った中で内容の精査をしていくということが、まず第一かなというふうに思います。

それからあと、大事なことは、入力の際にも今回あったということでもありますので、ただ単に入力した後のその再確認というものの在り方。今、先ほど委員からもお話あったように、担当者だけでは駄目なわけであって、それを見る係長、課長と、二重にも三重にもチェックをしていくと、ダブルチェック、トリプルチェックというものの中で、そういった再発を防いでいくということにあるかなというふうに思っております。

以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局、人為的なミスというのは、チェック、チェックということはコストが物すごくかさむわけですね。ですから、その辺との絡みもあるので非常に難しいことだと思いますけれども、ただ、一般市民から見れば、役所の仕事は間違いないというように大方の方はそう思っているわけですね。それが、こういった間違いが出てくると、やっぱりそこら辺の信頼性が揺らぐわけですから、その辺、しっかりしてやっていただきたいなと思います。

この前も、税金の何かで、エクセルの出し間違いで1桁ずれて違うところに請求行ったというようなこともありますし、やっぱりこういうことが、パソコン使っていていろいろな転記、コピーして、写してというような、貼り付けてというような作業をやっていると、どうしてもそういうことが起こりがちなので、やはりそういうところをできるだけしないようなシステムを考えていかないと、間違いのもとになっていくんだらうと思いますので、便利になる反面、間違いも今度は探しづらい、探せなくなるという問題もあると思いますので、その辺の兼ね合いが非常に難しいかもしれませんが、より一段の注意を払っていただいて、やっぱりシステムの改良なんかのときは、そういったことをきちんと勘案した上で、このシステムを構築していくということが大事だと思いますので、その辺、よろしく願いしたいと思います。

次に、第二中学校長寿命化のことで、ちょっとお聞きしたいと思います。

調査費の計上ということで、375万円、それで設計の委託が、何かこれはプロポーザル方式ということですね。このプロポーザル方式というのは、どういう形なんですか、何社に頼んでいるんですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今回の劣化状況等調査、実施設計、共に通常の契約手続で考えておりまして、プロポーザルではなくて、実施設計については、実施設計の入札を行って、劣化状況等調査も委託業務として入札を行う予定でございまして、プロポーザル方式でやる予定ではございません。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 今、ずっとこの何年か、小中学校の改築をやっています。それで、そのやっている業者さんが、何か固定しているのかなという感じもしないではないんですが、入札というのは何社やっているんですか。それで、どういう、指名競争なんですか、それとも一般入札なんですか。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 金額によるところはございますが、今回、実施設計については3,700万円ほどですので、一般競争というような形になるかと考えております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 一般競争入札でやっているということでもいいんですか。今回だけですか。その辺、はっきりしてください。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今回は、3つまとめてということで、大きな金額ですので一般競争ということですが、金額によって指名競争ということもやっているところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 金額によってということなので、その辺のさじ加減というか、できるだけ公平な形で、皆さんが参加できるような、こういった設計についても、やっぱり設計決まっちゃうと、その後も決まってしまうような感じもしますので、やっぱりそれはそれとまた別に考

えていかないといけないと思いますよね。

うちの保育所の隣も、やっているのは設計と施工が同じなんです。あそこの港湾、港奥部のあのテントありますね。あれと同じなんです。イベント用の三角形のありますね、何か催し物の、港奥部に造りましたね、塩竈市で緑地帯に5,000万円ばかりかけて。だから、そういうつながりがあるような感じもするので、やはりできるだけそういうことが見えないというか、公明正大にやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

あと、議案第61号「工事の契約の一部変更について」ということで、浦戸の土盛りの件なんですが、結局、あそこは、何ていうんですか、国立公園、国定公園ですかね、何か……、うん、環境庁のあれで網がかかっている場所なので、当初の計画から変更せざるを得なかったというようなことなんですが、そういう場所であれば、やっぱりそういう担当課できちんと確認した上で設計をして、その変更が起きないように設計を立てるのが私は筋ではないのかなと思うんですが、何か安易に、関係部署と相談したらこう言われたので変更しますということが起きているので、設計する人は何を考えて設計しているのかなというふうに考えるわけです。

かつては、中の島のポンプ場ですか、新しく造りましたね、震災後。あそこにしても、あの道路下に松くいがいっぱい出てきたので、その下を掘るのにちょっとトラブったので、また追加予算だどうだこうだというのがあったんですけども、それはかつての事例を調べれば、松くいがあそこにいっぱいあるというのは地元の人たちも皆分かっているんですね。だから、その設計するときの配慮というのかな、そういうものが何か足りなくてまた追加ということになっているようなことが見受けられるんですね。その分、地元のそういった工事したときの過去の状況というものを把握していない方が設計されるからそういう問題が起きるのかもしれないし、なるべくそういった設計変更とか最初から起きないように状況の中での設計をちゃんと計画するというふうにして、それができないのかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 工事の設計の中身と、発注の手続という部分でお答えしたいと思います。

初めに、市教育委員会に対し、ここは特別名勝松島というところは設計の段階で承知しておりましたので、現状変更の申請を行い、その後、文化財保護審議会の審議を経た教育委員会からの現状変更を踏まえ、委員おっしゃるように、起工行うのが通常の手続であるかと思

ます。

しかしながら、この浦戸地区の復興事業におきましては、島民の皆様の生活基盤の回復を早急に達成すること、また、本工事においては、復興庁により、令和2年度に工事の契約を締結することを条件として採択しております事業でございます。このことから、事業の早期着手、早期完了を目指す工事の発注と、教育委員会に対する現状変更の申請の手続を並行しながら進めてきたというところでございます。

また、これまでの浦戸地区の復旧・復興事業につきましても、島民の皆さんの生活基盤に係る復旧・復興工事につきましても、この工事同様に進めさせていただき、現状変更の申請の許可後、直ちに現場着工が可能となるようなやり方を進めてきたところでございます。

以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 役所とは、とかく縦割り行政であるとよく言われますよね。だから、そういった意味では、横断的な視点から物事を考えていったほうが、そういった二度手間にもならないで済むと思いますし、近くは、あそこの漁港のところの一番奥にある、竜頭島といったかな、あれも県で半分ほぼ壊して、後で気がついて保存するということになりましたけれども、それだって教育委員会でよく確認しないで、文化財か何かになっていたのが、そのまま大丈夫ですねとやってやっちゃったというようなこともありますので、やはりせっかく大事な塩竈市の資源を失うことのないように、まず気をつけて、設計する方はいろいろなことを計画していただきたいなと思います。

以上で、私の質疑を終わります。

○鎌田委員長 では、菅原委員。

○菅原委員 それでは、私からも、何点か質疑させていただきたいと思います。

まず、資料No.19-2の12ページの固定資産税の課税の誤りについてでございますけれども、先ほども志賀委員から、チェック体制で質疑されましたので、やはりこの本市の固定資産税の課税において、課税の誤りが判明した問題というのは、今、全国的に課税の誤りが大分広がっているというのがあると思います。

また、市民にとっては、税金の通知が来ると何もためらわずに払ってしまうというのが、やはり行政に対する信頼の下で行っているものと私は感じているわけですが、そこで、13ページの経緯の章に、平成31年の7月に、山形県の市町村における固定資産税の誤りが報

道されたということで書いてございました。その調査ですね、なぜここまで遅れていたのか、もう一度ちょっと確認させていただきたいんですけども。

○鎌田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 では、お答えいたします。

菅原委員の言うとおりに、令和元年の7月、8月の時点で、山形県で固定資産税の誤りが発生して、今回、令和3年の9月議会に我々のほうで提案するというふうなことで、期間が長くなっているというところがございます。本当に申し訳ございませんでした。

その期間が長くなった理由でございます。我々のほうで、山形県内のこの固定資産税の課税誤り報道を受けまして、下に書いてございます、失礼しました、15ページの3番のこれまでの経過というところがございますが、まず、課税誤りの件数について、委託電算業者に調査指示を行っております。この期間ですね、非常に、申し訳ございませんが、実を言うと令和元年の9月に台風が来たというところがございます。その件で、ちょっとうちの税務課で罹災調査を優先的にやらせていただいたという次第でございます。その後、委託業者から回答が返ってきたのが11月末ということでございまして、我々のほうで12月19日に、市議会議員様に文書にて、この件について報告させていただいたと。その後、同様にマスコミにもこの内容についてリリースさせていただきまして、12月20日ですけども、河北新報にこの内容につきましては掲載されたということでございます。

それで、当時、令和2年度分、いわゆる新年度分に関しましては、もうこれはすぐに直さなきゃならないというところで、1月から3月、こちらの登録誤りを修正させていただいた次第ですけども、過年度分のほうです、先ほど言った平成26年分から平成31年度分に関しては、件数もちょっと多いと、非常に複雑な状況であるというところございまして、その件に関しましては、令和2年度に入りまして実施するということとなりました。それが、4月から10月、テスト入力期間も含めてというふうなところがございます。

そして、一応、宮城県にもちょっと相談しまして、こちらのやり方で間違いないのかというようなことを確認させていただいたんですけども、回答がですね、何か宮城県も国にそれを送ってしまって、総務省さんからちょっと回答が来なかったということで、回答が来たのが3月末ということで、このやり方で問題ないというふうな回答が来たというところがございます。

その間に、実を言うと地震もちょっとありまして、またちょっとうちのほうも罹災関係の調

査もしなきゃならないということもありましたので、すみません、本当に期間長くなってしまったんですが、今回に提案させていただいたという次第でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。この遅れた原因というのは、先ほども震災とかいろいろあったとは言いますが、やはりスピーディーな対応が、もっとけがをととか、大きくならないことだと私は思いますので、やはり速やかな対応をされてほしかったなという部分がございます。

また、先ほど志賀委員からも、チェック体制と再発防止のことを言われておりましたけれども、そういった法の解釈とか再確認ということで、チェック体制というのはどこかでやはりできると思いますので、人手はかかるかと思いますが、やはりこれは市民にとってはもう大変重要なことで、ただ、この固定資産税の誤りだけじゃなくて、ほかの税もあるわけでございますので、ぜひとも、全ての税に関することも含めて、システムの再チェックも含めて再発防止に努めていただきたいと思います。

次の質疑に移ります。

同じ資料で、16ページのコンビニエンスストアの証明書の自動交付の機器の更新について、ちょっと何点か質疑させていただきたいと思います。

今回、概要の中で説明がありましたけれども、機器の更新及びシステムの改修ということで説明がございました。この機器の更新ということでありまして、こういった、機械の入替えなのか、それともそれに対する何らかの更新なのか、ちょっと分からない部分がありますので、そこら辺を教えていただきたいのと、この後、システムの改修とありますけれども、その辺もちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 コンビニエンスストアの自動交付の更新の内容でございますけれども、今回、コンビニエンスストアの機器とソフトを更新することになります。安定した運用を行うためということで、5年を経過しているということでございますけれども、ハード機器が5年ということで、老朽化していると今後の保守の心配があるということでハード機器そのもの自体を全て交換することになりますと、あとそれに付随しまして、ハード機器に対応するシステムソフトについても、全てそのハード機器に合わせた形でカスタマイズしなければいけないということになります。

更新の内容ということでございますけれども、今回、そのシステムを更新するということで、新たな付加価値とかそういったものは、今回の中では想定していないというところでございます。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。多分、システムの入替えという形だと思うんですけども、やはりこの5年というスパンでいきますと、5年たつとまたこういう更新があるのかなという部分があります。これは、当然ながら一般のパソコンであっても、バージョンがどんどん新しくなって行って、それを更新して行って新しくすることによって、ウイルスとかそういった様々な対応ができるようなシステムになっていくのかなと思います。多分、そういったケースで今回の5年スパンというのがあるわけですけども、これ、4,100万円の一般財源を使うわけですけども、5年後にはまたこのぐらいの金額で入っていくのか、ちょっと確認させてください。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 5年後ということでございますけれども、5年後も同じシステムを続けた場合、この金額になるかどうか、全国的なところでもう少しいろいろなところに入ってくれば、もう少し金額も安くなってくるのかと思いますけれども、システムを続けていく上では、やはり同じ、同等な金額というのは今後もかかっていくのかとは思いますが。

ただ、今回、新たな機器の入替えというのが、この中で1,500万円程度ということになると思うんですが、そのほか保守というふうなことにはなってくるということでございます。今後は、機器・保守共ですね、国のほうで全体的なところに入ってきた中で、あと統一なシステムという形が出てくれば、もう少し金額についても低くなってくるのではないかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

そこで、2番の証明書の申請から交付の印刷までの流れについて、ここをちょっと見せていただいたんですけども、やはり全国のコンビニで扱いができるというような感じで書かれているんですけども、これ、ちょっと違うんじゃないかなと。利用できるコンビニも、ま

た、利用できないコンビニも多分あるかと思いますが、多分、先ほどのシステムを扱っているこの機械が入っているか、入っていないかで全然違うわけでありまして、例えば、一般のコンビニでも、入っている機械がないところのコンビニもあるわけでありまして、その辺も多分、限られているコンビニかなと思います。

それで、コンビニといいますと、うちの塩竈市を見ましても、やはり地域によっては、あるところもありますけれども、ないところもあるわけでありまして、例えば、ほかの自治体で見ますと、これ、郵便局も扱いができるということもうたっているところもございます。そういったのも、郵便局との話合いというのはされているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 そうですね、市内の大手のコンビニエンスストアでは全て対応ができるところでございますけれども、郵便局については、市内では対応しているところがないということでございます。

この機器を入れるに当たっては、機器の分のどうしても導入費用というのが、コンビニエンスストア、あるいは、郵便局で負担するということにもなってはくるわけですが、今現在、郵便局とは話ということはしてはいないということですが、今後、その拡充ということも目的の一つでございますので、郵便局ともちょっとお話をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。本当にこれは大変便利なもので、例えば、子供が東京に学校の関係で住んでいるということで、証明書が必要だと言えば、東京のコンビニに行ったり、郵便局に行ったりして、その証明書が取れるということだと思いますので、もう大変便利なものでありますので、ぜひともこの店舗の拡充もしていただきたいなと思いますので、どうかぜひとも検討していただきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

次の質疑に移ります。

20ページの塩竈市立第二中学校の長寿命化でございますけれども、今回、こちらをちょっと見せていただきました。これは、何度も長寿命化に関する改良事業は行っているわけでございますけれども、今回の第二中学校は、ほぼ46年が経過したということでございますけれども、

も、大規模の工事が今回行われようとしているような状況ですけれども、この期間というの
はどのような捉え方をしているのか、ちょっとその辺をお伺いしたいんですけれども、全て
これが、30年とか、それからもっと早い段階での改良事業も必要なのかなという、そのため
の調査だと思うんですけれども、その辺の考え方というのはどういうふうにされているのか、
お伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 対象となる期間でございますが、国の長寿命化改良事業
については、建築後40年以上たった施設が対象となっておりますので、今回、40年以上たっ
たもののうち、計画に定めておりますが、やはり年数の長い、過ぎている学校から順番に取り
組んでいきたいというふうに考えております。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ということは、建設が古いところからどんどんやっていくということだと思います。

それで、工事の事業内容というのも書いてありますけれども、管理棟とか様々な、クランク
ですか、内装とか家具とか、トイレの改修とかというのはありますけれども、こういった部
分というのやはり設計の中で多分検討されると思いますけれども、例えば、長期総合計画
で、再配置などでやはり統合という部分も若干上げられているとは思っています。

そういった統合なんかも考えたときに、複合ですか、複合もあるかと思うんですけれども、
今後、例えば、人口が減って行って子供が少なくなっていく場合に、その教室の在り方と
いうのが、造りというんですか、そういうのも今の段階で多分できるんじゃないかなという
部分があるんですけれども、そういった長寿命化の事業の直す場所、多分決まった基本があ
ると思うんですけれども、そういった間取りというんですか、教室の多目的ホールを造っ
ていこうとか、広く造っていこうとか、そういったものも検討されて行っていくのか、ちょっ
と確認させてください。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 教室の間取り等については、今、文部科学省で、標準的
な教室の間取りですね、大体7メートル掛ける9メートルくらいを割と標準的に整備してお
るんですが、今のところは文部科学省から、そちらの教室の整備の大きさ等についての基準
等を新たに変えるというような内容がございませんでしたので、今現状においては、通常の
改修で考えているところでございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 私も、ちょっとそれ、長寿命化のそういう文部科学省のやつもちょっと拝見させていただいたんですけども、間取りの変更も可能だというのも若干書いてあったので、できればですね、今、今回新型コロナの影響があつて大変密で、やはり広く取らなくちゃいけない、また、部屋も取らなくちゃいけないので、そういったことも踏まえれば、やはり若干広い教室も必要じゃないかなという部分も、私、考えられると思いますので、その辺はぜひですね、今これから設計段階に多分入ってくると思いますので、それも踏まえて調査もお願いしたいなと思いますので、その辺いかがでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 施設の耐久度等も関わってきますので、例えば、全て廊下側の壁を取っ払うとか、そういうことができるかどうかという施設の問題もございしますが、ただ、今お話しいただきましたとおり、新型コロナ対策もございしますので、できる限りそういった設計の中で、ご意見いただいた内容を踏まえた設計、どこまで可能かどうか併せて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひお願いしたいと思います。

これ、ちょっと最後なんですけれども、今回の債務負担行為で、3,700万円という債務負担行為、これは先ほど説明あつたので分かりました。次の、やはり債務負担、工事の事業というのは、どのぐらいの規模で考えられているのかというのは、大体予算というのはあるんでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 予算等も絡みまして、あと国の採択の内容にもよりますので、ちょっと具体的には申し上げづらいんですが、今回、2,800平米の改修をやりますが、例えば、第一小学校の2期工事、1,800平米で、やはり5億円程度の予算規模ございしますので、そういったところがおおむね、それよりももっと大きい面積になりますので、そういったところなのかなと今の現状では考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 それでは、お伺いをしたいと思います。

主に、19-2番の資料からお聞きしたいと思います。まず初めに、手数料条例の関係、これまで様々お伺いもございまして、一定、ああ、なるほどなというところがあったんですが、上位法といいますか、法律の改正との関係で、今回、手数料、こうやって削除するよということであったんですけれども、その上位法との関係、もう少し詳細に教えていただければと思います。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 再交付の手数料条例の廃止の上位法令との関係でございますけれども、番号法の改正というのが行われたわけですが、その番号法の内容と申しますのが、マイナンバー交付の再発行をする主体というのが、これまで市町村が行うということで実施していた内容でございましたが、今回の改正によって、そのマイナンバー交付、再交付の主体となるものが、市町村ではなくて、地方公共団体情報システム機構という公的な団体に変更になったという改正がございまして、その関係で手数料条例が、市が主体となったということじゃなくて削除というふうになったものでございます。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 まあ、そうですね、そのご説明いただきました。それで、その基になっているのは、やっぱりデジタル関連の関係で様々あった中での一つかなというふうには思っているんですが、それで、先ほど志賀委員の際にもご説明いただきましたが、いわゆる地方公共団体情報システム機構について、全国地方公共団体でつくる地方共同法人というものだということであったんですけれども、実際にそこに各自治体で参加をして、何かしら事務に当たるような、そういう立てつけの組織なのかどうか、ちょっとそのあたりをお願いします。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 この地方公共団体情報システム機構でございますけれども、おっしゃるとおり、各市町村で本当は個別に行う事務というのがございますけれども、その事務を一括した形で、このシステム機構に全国的に委託して行うということで、市町村のメリット等ができるということで設立されたという団体でございます。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。その機構というところについて、いわゆる一般の業者とかそういったことではなくて、ある程度公共性を持った部分で、そこが主体となって手数料の徴収を実際に委託をするというところでの、そのいわゆる関係については理解をいたしました。

それで、先ほど、市町村のいわゆる実務上、変更は特にないということだったんですが、今回、そのマイナンバーの再交付の手續に、市民の方から見た場合には関わるところだと思わんですけれども、逆に、市民の方的に何かしら手續の流れにおいて変更があるのかどうか、そのあたり、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 手数料条例の削除による市民の方の変更でございますけれども、全くございません。今までどおりの手續ということになります。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。我々といたしましては、これまでいわゆるマイナンバー関連のところにつきましては、例えば、プライバシーの関連ですとか、そういったところで一定懸念はしてきたわけなんですけど、今回の条例改正については、いわゆる手数料の部分で、既にある仕組みそのものが変わっていくということで、そのあたりについては理解をいたしました。

では、次に移ります。

先ほどもご質疑ありました、資料19-2の12ページ以降、いわゆる固定資産税等の課税誤りについてということですが、まず、その大本の部分なんですけれども、固定資産の所有者がお亡くなりになった場合の課税について、相続登記が完了していないということになると、相続人全員の共有資産として課税をするということが、冒頭、記載としてございました。

その場合に、共有資産について、本来は共有資産としての課税となるものが、代表者個人の資産と合算をしてしまったということでお話あったんですが、ちょっと仕組みの部分からお聞きをしたいと思うんですけれども、相続人代表者というのは、一体どういう方になるでしょうか。

○鎌田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

今、小高委員がおっしゃった、相続人代表者という方はどういう人になるかというところでございますけれども、12ページのところをご覧いただきたいんですけれども、イメージ図のところでは所有者Aという方、この方が死亡された場合の相続人B、C、D、Eが、この方たちが相続になるんですけれども、今、私たちが書いているのは、Cが相続人代表者ということで一つの例として挙げておりますが、別に、B、C、D、Eの中のどなたでも相続人代表者にはなれるというところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。これが、仮にその共有資産としての課税を行うと。じゃあ、本来のフローで課税というものがどういうふうになっていくんだというのを見た際に、相続人代表者の方というものを何がしか相続人の方々の中で決めて、それを手続上、市のほうにこの方が代表者ですというようなことがあって、初めてそこに対しての課税ということになるのかどうか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

○鎌田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 おっしゃるとおりでございます。このイメージ図でいうと、Cの方が共有相続代表者ということで届出をいただくというふうな形になって、いわゆる所有者Aの共有資産名義については、Cの方が代表して納付するというふうなこととなります。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。特に、相続登記の関係、私も若干経験ありますが、非常に煩雑な中でなかなか相続登記が終わらないと。あるいは、そういった中で、代表者を誰かに決められないんだというようなケースが出てきたりなんかするのではないかなとも思うんですが、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○鎌田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

今ご質疑の中に、代表者を決められないんじゃないかというふうなところでございますけれども、私たちもそれに対しては非常に苦慮しているところでございます。

ただ、法律ですね、地方税で、基本的には我々のほうで、相続代表者の方々から連絡がないというふうなときには、地方税の規定にのっとって戸籍とかそういったところを調べさせて

いただいて、相続人が塩竈市の近くに住んでいるとか、一緒に住んでいるとかという方々に対して、ちょっとお知らせしてあげるといふうなことをやっております。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 まあ、ご苦労があるんだろうというふうに思います。

それで、今回のこのケースで考えますと、既に、誤った形でということではあるにせよ、請求をして、それで実際に払っていただいたと。払っていただいたということは、どなたかいわゆる代表者に当たる方が払っていただいているんだと思うんですが、今回の還付、あるいは、返還というところについても、その払っていただいた方というのが明確に分かって、その方に対して返還するという形でしっかりできるものなのか、ちょっとお聞きをしたいと思っています。

○鎌田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 基本的には、この支払っていただいた方にお返しするというふうなパターンという形になります。一応、明確なことも分かっております。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。その共有資産としての課税というあたりで、何かかしか新しいトラブルみたいなのが起きなければいいなということで、ちょっと聞かせていただきました。

それで、その点は理解をしたんですが、今回、なぜこういったことになったのかというあたりで先ほども何点かご質疑ありましたけれども、一つには、法解釈の誤りであったということでの話ございましたが、県内の状況を見ましても、例えば、確認の取れた18市町と、31市町村を見た場合に13市町村、4割近くがこういった間違いがあったということで、法解釈間違えるのに、4割が間違える法解釈ってどいなもんだべなというような気がするわけなんですけど、ちょっとそのあたり、もう少し深く教えていただければと思います。

○鎌田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

法解釈の誤りというふうなところでございます。実を言いますと、先ほどもちょっとお話しさせていただいておりましたが、平成26年9月16日付、総務省自治税務局固定資産税課長通知で、「固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保について」という通知が出ている

ということです。この中で、こういうふうな合算課税しちゃ駄目だよという話はされているんですが、恐らくなんですけれども、我々も含めて、2通送るよりは1通で処理したほうが簡単というか、処理的に楽なやり方をちょっと取ってしまったのかなと、当時ですよ、当時、そのように取ってしまったのかなというふうなところを感じております。それで、この通知もちょっと薄れていってしまったのかなというふうには感じております。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 なるほど、国との関係で、通知の内容等もちょっとあれですので、これこれこういうことなんでないかと言うのはなかなか難しいなというふうに思っているんですが、先ほど来、その再発防止、こういった形でやりますよというところにつきましては、課長、あるいは、市民総務部長からもお話をお伺いいたしましたので、その点については、重ねてお願いをしておきたいというふうに思います。

続きまして、その次のページ、16ページのところなんですけれども、その具体的な中身といえますか、そういった点については、理解をいたしました。

それで、年間といいますか、どのぐらいの利用があるものでしょうか。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 こちらのコンビニエンスストアの年間の利用でございますけれども、令和2年度でございますが、全体の発行枚数、市民安全課での所管で公用以外の有料で発行した証明書でございますけれども、令和2年度では、4万6,898枚のうち、コンビニ交付というのが3,192枚で、全体で6.7%となっております。

ただ、令和3年度、マイナンバーのカードが普及いたしまして、8月末までの集約では10.7%ということで、上昇しているという状況でございます。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。まあ、なかなか伸びてこないというか、使いにくいところがあるのか、そのあたりの数字に何か現れているのかなという気はするんですが、そういった利用状況の中で、先ほど菅原委員のお話にもございましたとおり、いわゆる4,000万円という金額がかかってくると。一定スパンで、それが何らかの更新のたびにかかってくるということでありますが、この一般財源で手当てされる4,140万円というのは、国からの何らかのそういった

ものがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 この事業費でございますけれども、ちょっといろいろと手当てできるものがないかなというところで探してはみたんですが、国からということではなく、一般財源ということでの支払いということになります。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そうなりますと、こう言うてはなんです、なかなか割に合わない事業だなというのがやっぱり正直な思いであります。この分野にかかわらず、いわゆるシステムの更新というものが様々増えていく中で、財源が今後さらにさらに圧迫されるような懸念も抱いておりますが、その点はちょっと申し添えるだけにしておきます。

では、次ですね、20ページの長寿命化の関係でお聞きをしたいのですが、先ほどもご質疑あったのである程度分かったつもりではいるんですけども、ちょっとその設計内容の中身のところでエレベーター設置ということでの記載がございましたが、どういった中身なんでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 エレベーター設置についてでございますが、今回、バリアフリー法等の改正に伴って、4階建ての管理・教室棟でもございますので、国の補助メニューにもこちらの改修補助メニューがございますので、これを併せてエントリーさせていただいて、こちらにできれば設置していきたいなという考えでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ありがとうございます。

それで、スケジュール的な部分で、21ページのところに今後の予定ということで記載がございました。それで、実施設計の納品というところまでが、令和4年の10月というところを書いてあるんですけども、その中身については、例えば、1期工事は3月までですよとか、そういったような中身で書いてあるんですが、まだ国の関係がありますので、具体的にこの時期に工事始まって、いつ終わってということはまだあれなんだと思うんですけども、大体的に見通しといたしますか、スケジュール感、こういった形で考えているよということがあれ

ばちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 長寿命化改修については、1か年度で1校舎ということでこれまでやって、学校の授業とかに影響出ないように、全部やってしまうと今度は授業をやる場所がなくなってしまうということもありますので、そういった形でこれまでやってまいりました。なので、今回、3か所ございますので、順当にというか、国で採択されれば、3か年で考えていきたいとは思っております。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。3か年ということは、例えば、それが全て想定どおりにいった場合の話ですが、この中身を見ますと、令和4年3月までに1期工事の実施設計が納品をされるということを踏まえると、じゃあその最初の工事というのは、どこからどこぐらいになるのか。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 一番最初に考えております1期工事につきましては、令和4年度の建築計画として提出させていただいておりますが、まだ採択されておりません。ただ、採択されれば、令和4年度に実施、もしくは国の前倒しを受けられれば、今年度の前倒しの時期に合わせて予算計上等をさせていただいて、いずれにせよ、来年度になるのかなというようなイメージでおります。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。何でこんなことをお聞きしたかということであったんですが、先ほど菅原委員から、いわゆる教室の間取りについて、新型コロナの関係も含めてということでお話あったんですけども、なかなか新型コロナウイルスの感染拡大が今後どうなっていくのかという見通しが立たない中で、例えば、最速のスパンといいますか、ペースで物事が進んだときに、この工事と、いわゆる新型コロナ対策を踏まえた学習環境というものをどのように両立させるんだらうというようなところがあったので、そのあたり、ちょっともしお考えがあれば最後にお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 各学校におきまして、様々、新型コロナ対策を含めてや

っているところでございます。それを併せて継続していくとともに、今回の実施設計に当たっては、学校の来年度のクラスですとかそういったものも踏まえながら、学校の校長先生とかと協議をしっかりと進めて、あわせて安全・安心に工事着工できるように、ちょっと今現在、具体的にこれといったことではないんですが、そういった丁寧な進め方をしていきたいと考えております。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ちょっと今の段階で、具体的にこうと言うのは難しいんだと思うんですが、ちょっとそのあたり、1点心配しておりましたので、お願い申し上げまして終わりたいと思います。

以上です。

○鎌田委員長 ほかございませんか。土見委員。

○土見委員 それでは、私からも何点か質疑させていただきます。

まず、資料は19-2、これを中心にというか、これだけを使わせていただきたいと思います。

まず初めに、12ページです。固定資産税等の課税誤りについて。今回、非常に詳しくご説明いただいて、あとは各委員の質疑に対する答弁も聞いて、大体内容は理解したのですが、それでもちょっと分からないところが何点かあったので、質疑させていただきます。

まず、15ページですね。これまでの経緯の部分なのですが、令和元年の7月、8月に問題が発覚し、その後今日まで対応されてきているんですけども、どうしても令和2年度の対応が非常に、もちろん対外的なものもあって、ちょっとスローな感じの印象を受けてしまっております。

その中で、令和元年の年度末に、翌年度の課税用の情報は修正はされているということなのですが、その後の令和2年度に入ってから、多分、過去の年度の方だと思うんですが、6月から10月、大分時間かけて過去分のデータの、修正なのか、テストなのか、業者さんと一緒にされていると思います。ここの部分、システム自体には問題なかったという話は、先ほど委員からのご答弁にもいただいていたんですけども、この6月から10月の作業、これは一体どういう内容なのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

15ページに載っております、3番目のこれまでの経過というところで、令和元年度1月から

3月にかけて、令和2年度の課税に向けた登録誤りの修正というところでもございました。こちらは、まず課税誤りが分かったといった時点で、まず来年度に向けては、もうこの課税誤りはなくそうということで、固定資産税係一体となりまして、こちらを早急にやらせていただいた次第でございます。

ただ、令和2年度に入りまして、6月から10月、この間、電算入力システムというところでもございますが、13ページをちょっと見ていただければと思うんですが、実を言いますと、13ページの過去の件数、合計件数なんですけれども、これが1,783件と非常に多い件数でありまして、これを一件一件、もちろん入力していくというふうな形になるんですが、さすがにこれを一件一件入力するのは非常に危ないなというところでもございまして、その中で、うちのほうでテスト機というのがあるんです。テスト機というのが入力システムにありまして、そちらまず入力して、間違いなく入力できたかというのを確認してから、あとは本番、入力しようというふうなことで考えておりました。

以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、念入りにテストも含めてやっていって、非常に時間かかってしまいましたという話ですね。分かりました。了解しました。

最後に、この固定資産税のところでお伺いしたいのは、志賀委員からもお話あったんですが、課税誤りの原因が、法解釈と電算システムの登録方法の誤りと。基本的には、法解釈のところ間違ってしまったのが、根本的なスタートのところだと思います。

それに対しての今後の対応としては、やはり間違いが起きないようにチェックしますというところが対応となっているのですが、それは理解するんですけれども、それをどのように実現するかというところなんですよ。志賀委員からもお話あったので、荒井部長からもご答弁いただいたんですが、法解釈、要するに人の勘違いの部分って非常に根が深くて、勘違いをしてしまったことにもう慣れてしまえば、気づかなくなってしまうというのが怖いところだと思います。この中で、部課長さん含め何重もチェック、もしくは法解釈を改正とかがあったときに確認をするというふうなことをおっしゃっていたんですけれども、みんな一気に間違ったら、間違っただけで解釈したら、もう手はつけられない状況になってしまうと思うんですね。

なので、正しい情報の共有の仕方とかも、一律にやってしまうと非常に危険なところもある

うかというふうに考えておるので、その部分については、ある程度統一的な研修とか情報共有で情報をまとめてしまうのではなくて、それぞれ個人が個々にチェックする、もしくは個々に確認するということも必要かなと。要するに、ある程度、個人の考えの解釈の差の余地を残しておかないと、こういう間違いというのが起きる可能性というのはあるかと思えますので、その部分、もし今後、改善策に取り組むのであれば入れていただきたいなど。

それから、今回は人為的なミスなんですけれども、この法解釈の部分で間違いましたというところとあれなんですけど、その後の対応作業も含めて、別に人が入力したりしなくてもいいよなところが多いかなと、確認、テスト作業も含めて思うところがありますので、今、役所でも進められていると思うんですが、自動化の部分ですね。そういうところとしても、この状況の対応には有用なかなと、かつ、今回の固定資産税の話だけではなくて、ほかの事業に対しても非常に有用な方法だと思うんですけれども、あくまで人によるチェックとかにこだわっているわけではないと思うんですが、人のチェックをサポートするようなシステムをちゃんと導入していくというようなことがお考えとしてあるのか、そのあたりは荒井部長かな、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 荒井市民総務部長。

○荒井市民総務部長 まず、法解釈の点からお話しさせていただきます。

先ほどもちょっと申したつもりではいたんですが、やはり、私、部長をはじめ、担当者だけでなく、係長、課長、課長補佐、あるいは、次長、部長、それぞれの法解釈をやっぴり自分なりにやっていると、確認していくということだと思っています。そうやって、横での情報の共有という話を先ほどしましたけれども、それぞれが個人で確認をして、それを結果としてどうなのかということを協議の場を設けたいと、そこで確認をしていくと。そこでずれていけば、どこか間違っているということが明らかに分かるわけですから、そういったまず自分なりの、それぞれの職責の中できちんとやっていくということにまずあるかというふうに思っております。それを皆さんと照らし合わせていくという作業が一番大事かなと。

それからあと、もう一つ、人の手ではなくてというところの部分ですね。はっきり申しますと、今、国が進めているDXの推進という流れの中で、当然ながらRPAの導入はもうどんどん進めなくちゃいけないだろうと。これからの行政というのは、機械的な、ルーティン的なものというのは、機械、RPAなりAIなりにお任せして、本来の業務としての形というのが、これからの行政は変わっていくだろうとやはり考えていくと、プランニング

していくというようなところによって変わっていかざるを得ないんだなというふうには感覚的にはまずありますので、もちろんそういったDXの推進、今回新たな組織も立ち上げましたので、来年度に向けてどのような具体的なものがやれるか、早急に検討を進めたいというふうにご考えております。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。こういう、何か起きたときの問題対応もそうですけれども、どうしても事務的な作業に追われてしまう職員の方が、そこで苦しまれるというところは非常に辛いところだと思いますので、そういうところはもう機械に任せてしまっというところは、ぜひ進めていただけたらと思います。

次に、同じ資料の16ページ、コンビニエンスストアの証明書発行の件です。

こちらは、ちょっと1点だけ、考え方の部分でお伺いしたいと思います。

今、国では、各種データ、それぞれ自治体は違っていても大体取り扱っているデータは同じだということで、データの標準化というのは進めていこうということでの話はあるかと思いますが、実際、そのデータ自体の標準化が進んでも、それを扱うプログラムを作る業者さんは、個々にあったらあんまり実は効率よくない、業者を移るときは効率がいいんですけども、最初の業者の選定するときにはあまり効果はないということがあるので、それちょっと踏まえた上で考えると、今回、このシステムを改修しますという話がある中で、実は塩竈市単体でやっても、例えば、2市3町、広域で考えたとしても、業者からするとほぼほぼ負担の部分というのは変わらないような状況になってくるのかなと。

もちろん、その市個々の対応とかの部分はあるかと思うんですけども、そうしたときに、令和3年から令和8年で4,100万円を払ってしまう、かつ、利用枚数からすると1枚当たりの発行にかかる費用って結構な額になってしまうかと思うんですが、今後こういう作業というのを、例えば、広域で発注するとか、そのような形で費用の負担を減らしていくというような考え方というのはあるのか、ないのか、そこをお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 広域での考え方でございますけれども、ちょっと現在の中では、広域という考え方は、特に話し合っている状況ではないです。

ただ、今後、国で統一したシステムということが示されておりますので、そういった状況に

なった場合には、当然、その中に入っていき形でシステムを構築していくものというふうに考えております。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。このコンピューター関係のところって、スケールメリットを効かせやすいところでもあるので、ぜひそういうところ、もちろん国に倣うのもありなんですけれども、こちらの下からというか、自治体、地方、基礎自治体からも、財源もやっぱり限られていますので、工夫して対応をお願いしたいと思います。

次に、20ページです。中学校の長寿命化改良工事についてです。

こちらも、何名かの委員からお話があったので、内容については、おおよそ理解はさせていただいておりますけれども、1点、考え方だけお伺いしたいと思います。

菅原委員、小高委員からも、新型コロナ対応とかでどうするのというお話あったんですが、今、塩竈市では、教育大綱に継ぐ計画を練っている最中だと思いますけれども、この校舎の内容、中のレイアウトとかって、この塩竈市が子供たちにどういうことを学んでほしいかということを体現する場でもあると思うんですよね。それに即して校舎のレイアウトって決まってくるかとは思いますが、例えば、昨年、一昨年か、女川町の小中学校とかに行くと、あそこだと学年を越えた子供たちが校舎の中で自然に交流できるような仕掛けを造ってあったりとか、女川町の、こういう学生になってほしい、子供になってほしいということをやうまく体現した校舎のレイアウトになっていたりもします。なので、塩竈市としてもぜひ、もちろん改修工事の範囲なので限られるとは思いますが、そういう点も考慮していただけたらと思うんですが、その点、もしお考えがあるのであれば、お伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 施設改修の方針ということで、今回、学校施設長寿命化計画の内容で策定した中では、やはり安全性、快適性、あと環境への適応性などをちょっと挙げさせていただいて、それに基づく整備ですね、あとインクルーシブ教育などそういったことにも多々配慮してきているところでございます。多目的トイレとか空調整備、こういった事業について、これまでの校舎老朽化対策だけじゃなくて、プラスアルファの部分でやられているところでございます。

なお、委員おっしゃるとおり、改修工事でございますので、根本的な施設の見直し等はなかなか難しいところではございますが、また、ちょっと答弁繰り返して恐縮ですが、学校側と施設の利用の仕方について確認しながら、今回の長寿命化計画等に基づいて、子供たちの学習環境を少しでもよくするような取組については、一緒に考えていきたいなというふうにご考えております。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。一回改修すると長い間利用されると思いますので、将来の子供たちが使う使い方も含めて、極力、入れられる範囲で入れ込んでいただけたらなと思います。

最後に、議案第61号「工事請負契約の一部変更について」、お伺いします。

資料は、同じ19-2の22ページです。ちょっと細かい点、何点かあるんですが、お伺いさせていただきます。

今回、ご説明と、それから各委員へのご答弁をお伺いしていると、復興工事ということで早急に事業を進めていくということはもちろん理解するところなんですけど、計画の段階での工程、要するに、どこにマイルストーンを置くかということの間違えてしまったんだろうなというところがあります。

そこで、確認をしていきたいんですけども、まずちょっと基本的なところで、まず、この浦戸の地域のことを考えると、まず、特別名勝松島という網かけがあって、塩竈市の文化財保護条例上、変更するためには、まず教育委員会へ届出が必要ですよというようなことがあると思います。先ほど、ご答弁の中で、設計と確認とを並行して実施していったというところがあるんですが、その最後の確認というか、教育委員会への提出、教育委員会からの意見を結局は設計に盛り込み忘れたのか、タイミング的に盛り込めなかったのか、ちょっと分からないんですが、その部分が至らなかったことが原因かと思うんですけども、この点、時系列的に、いつ打合せして、いつ設計して、それでいつ契約して、着工でというところも教えていただけたら幸いです。

○鎌田委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 それでは、時系列的にお答えしたいと思います。

まず、この事業が、お認めいただいたのが令和2年の3月30日でございます。それを踏まえて、この工事の委託の発注を4月に行いました。その委託の内容が成果として上がって

きましたのが7月でありましたので、それを踏まえまして担当課と協議を、事前協議ということで進めさせていただいております。それで、11月の13日に、この形状変更の申請を教育委員会にさせていただいております。それで、工事も同様に、12月の議会に合わせまして発注を行って、11月の18日に仮契約を行い、12月の18日に議会の承認を、契約の承認をいただいたところでございます。

また、実際の市議会の日にちでございますが、令和3年の2月5日に審議をしていただき、その日に即日、附帯をいただいて、お認めいただいております。

さらにそこから、その附帯につきまして、土木課でその盛土の形状ですとかそういった部分を検討いたしまして、そちらの内容を審議会に提出いたしまして、最終的には5月の21日に、この内容でよしというところで回答をいただいているというところでございます。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、今回の工事変更というのは、もともと議会に出していた段階が、教育委員会の確認と並行していたので、どうしてもその議会に出したときにはまだ確認までは至っていないということでの変更というところなんですね。分かりました。ありがとうございます。理解をいたしました。

それで、その後のところ、実際の工事について、お伺いしたいんですけれども、まず、盛土材料の手配の部分なんですけど、まず、この主な変更内容ということで何点かお話しさせていただいたんですけれども、その②番ですね、要害港の土砂を活用する予定でありましたが、必要量の確保が困難というふうになったんですけれども、困難になった原因というのは、この追加盛土の部分が必要になったからという認識でよいのでしょうか。

○鎌田委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 お答えいたします。

2番の盛土材料というのは、追加盛土ではなく、全体的に必要な土量というところでございます。こちらにつきましては、発注時におきまして、公共工事の発生土を再利用するという観点から、要害にあります土量も含めまして、宮城県の港湾事務所の発注工事の土砂を利用することで協議をし、確保を県と協議をしておりましたが、今回、地震が来たりですとか、そういった部分で工期が遅れたということもあり、宮城県の工事の発生土の発生する時期がずれてきて、そういったところで必要土量の確保が困難になったというところでございます。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。理解しました。

次に、野々島の残土のことでお伺いしたいんですけども、要害港で土が足りなかったのも、野々島から持ってきましたというお話なんですけど、本来であれば、この野々島の復興工事でも、その残土をどうするかという、処分するのをも含めて何かしらのその後の利用方法というのがあったかと思うんですけども、あちらの野々島側の復興工事の計画等の中で、そごというか、変更しなきゃいけない点とかは発生しているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 まず、この桂島で利用したというところで、野々島の復興事業の工事で、当時、施工中であった工事の発生土量を仮置きしていたものを、今回、この桂島に再利用したというところでございます。

この残土は、当初、野々島の復興事業においては処分ということで考えておりましたが、今回、こういったことで再利用できるということが判明しましたので、野々島の工事の処分費は変更して減額を行って、こちらに、桂島に利用するというような内容となっております。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。理解しました。

次に、構造物撤去のところは、志賀委員からもお話があったので、ちょっと割愛させていただいて、最後に工期変更のところでは、

工期変更、今回、原因としては、3月20日の宮城県沖地震で桂島漁港が被災したことというふうになっているんですけども、ふだん、素人目から見たときにあまり、被災して何かしら工事しているとか、そういうことが見られなかったものですから、この工事、工期が3か月遅れる、それほどの影響ってなかったのかなというふうに感じてしまうんですけども、その点、ちょっと詳しくご説明いただければと思います。

○鎌田委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 まず、委員ご指摘のように、地震による大きな被害というところは、桂島ではなかったようにも思われますが、今回この工事は、土砂の運搬をするために大型車両

が通行するというところで、工事終了後、仮にですけれども、道路にひびとか段差が発生した場合に、その際、地震による被害なのか、その大型車が通ったことによる被害なのかということになってしまったときに、今の時点で、県なのか、市なのか、責任の所在を明確にするために、県と市と合同で地震の後、いわゆる工事の前に調査を行いまして、お互い現状を確認したというところでございます。それが、2月の地震で調査をしまして、いざ始めようとなったときに、また3月に来ましたので、ちょっと手続が2回かかってしまって、今回、3か月という延期となってしまいました。

以上になります。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

最後になんですけれども、今回、完成が令和4年の1月31日ということです。それから、当初の予定に加えて、追加盛土範囲という赤いところ、赤く塗られているところが傾斜かかってくっついてくるといことなんですが、今後の利用のときを考えたいと思います。

そうしたときに、既に浦戸の再生プロジェクトは検討にも入られていると思いますし、イノベーションマネジャーの方も選定されていると思います。それで、よく施設造るときの失敗例として、取りあえず造って、利用者の意向を考えずに造ってしまって、非常に使いづらいものになってなかなか活用できないという事例があるかと思うんですけれども、今回、この整備をするに当たって、その再生プロジェクトとしての中の方々の考えだったりとか、もしくはアイデアを出してくれるイノベーションマネジャーの皆さんの意見を聞くとか、そういう設計上、こういう利用者、利用とか活用を考えている方々とのすり合わせというの行われているのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木土木課長。

○鈴木建設部土木課長 お答えいたします。

まず、今回の工事というのは、ここの工事前の現状が地震により沈下をして、この場所が不陸の状態、凸凹の状態でございます。雨が降った後に帯水が生じて、いつまでも残っている状態で環境が悪いというところで、今回、土盛りをすることで、その環境改善を目指した工事でございます。

今回の盛土の高さというのが、その部分の最低限の高さでございます。その上の土地利用分といいますか、さらにそこから上、さらに土盛りをしまして、最終的な土地利用の状況

に合わせて今後整備というところになると思いますので、今後は、市で発足したそういったプロジェクトの中で島民の皆様の意見をお聞きしたりですとか、庁内での検討をしながら、そういったところを検討してまいるというところになるかと思います。

以上です。（「ありがとうございます」の声あり）

○鎌田委員長 では、ほか、ご発言はございませんか。ない。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後0時06分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

では、採決いたします。

議案第56号、第58号、第61号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって、議案第56号、第58号、第61号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会を閉会いたします。長時間、どうもお疲れさまでした。

午後0時07分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌田 礼二